20200508

保護者各位

株式会社ジェイキッズナーサリー

**臨時休園に伴う保育料金の返金について**

日頃よりの当園へのご理解、誠に感謝申し上げます。

当園は４月20日～5月6日の間、コロナウィルス感染拡大防止を鑑み、自主的に完全休園とさせて頂きました。伴いまして、下記、保育料金の返金が発生致します。

**◆該当者**　　：0～2歳児クラス　全員に休園日分を返金　4/20～5/6の期間の登園可能日数９日間

　　　　　　　　　　　　　　 基本料金×９日間/基本月間登園可能日数21日

　　　　　　：3～5歳児クラス　**幼児教育無償化の認定対象園児以外の保護者様に限って**、

　　　　　　　　　　　　　　 　0～2歳児クラスと同等の保育料を返金

**◆返金時期**：５月中（予定）

※なお、**幼児教育無償化の認定を受けている園児さんにつきましては、自粛期間中ももちろん保育料に対する給付（月額最大37,000円）が受けられます**ので、お住まいの**区役所まで必ずご申請下さい**。

保育が必要という認定を受けていれば、最大２年間遡っての給付が受けられます。

　次回の申請は、４月～６月の期間分で、７月上旬の申請となります。

（3～5歳児クラス　月額最大37,000円）

※先日、横浜市長宛に「認可外保育園に通う保護者への登園自粛に伴う返金措置に関する要望書」を提出して参りました。市内の認可保育園に通う保護者には返金して、認可外は自粛しても返金はなし。何とも不公平で納得のできない判断です。市内には、認可外保育園が100以上もあり、2000人以上の園児が在園しています。東京の練馬区や台東区、沖縄のある自治体は、認可外園も自治体を支える大切な社会福祉機関と認め、保育園を守る為に、そして子どもを守る為に、保護者への保育料金の返金を決定しています。

※契約上完全に休園を希望される方は、基本保育料の半額をお支払い頂ければ、最長で３ヶ月休園して頂くことが可能です（在園枠の維持）。基本的に契約の変更は前月の１５日までの申請ですが、今回は特例で、５月15日までにご申請頂ければ、５月分から変更が可能とさせて頂きます。

ご希望の際は、お電話にて**必ず休園の旨をお伝え下さい**。（後日、休園届をご提出下さい）

ここでいう休園とは、“自粛”ではなく契約上の休園です。（契約書９条１項をご覧下さい）

※園関係者や園児さんで、PCR検査で陽性と結果が出た場合や、濃厚接触者と判明した場合は、今後も臨時休園の可能性がございます。

保育料の返金に関しましては、以前4月9日の段階で一度お知らせしておりましたが、

今回のお知らせが最新のものとなります。急遽内容を変更させて頂くこと、どうかご容赦下さい。

ご不明な点がございましたら、永井までお尋ね下さい。